

公益事業の保険加入

制定 平成24年7月28日
改正 平成26年11月2日
改正 平成29年11月2日
改正 令和1年10月20日
改正 令和4年10月29日

- 1 保険の種類
団体損害保険（日本興亜損保）
- 2 対象事業
山口県栄養士会運営に係る理事会並びに各委員会
本部事業、職域・地域事業推進委員会事業、学術部事業、組織・広報部事業
- 3 加入対象者
理事(24名以内)
- 4 保険加入期間
年度事業開始日から1年間
- 5 掛け金
1人 月額 440 円（令和4年8月見積）
※ 掛け金の半額を（公社）山口県栄養士会が負担する
- 6 保険金額
死亡・後遺障害 300万円
入院日額 3,000円
通院日額 1,500円
- 7 補償条件
役員が職務に従事している間（通勤途上を含む）に偶然な事故によって被った障害に限り、それぞれ死亡・後遺障害、入院、通院の保険金を支払う
なお、地震・噴火・津波による障害については、これに含まれない
- 8 その他
一般市民参加型の事業については、ボランティア行事用保険（全国社会福祉協議会）に加入し対応する。（対象者は、一般参加者および理事以外の会員）
Aプラン 1人 1日 28円 補償 死亡・後遺障害 500万円
入院日額 3,500円
通院日額 2,200円